

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念を実現し、株主重視の立場を基本として各ステークホルダーと良好な関係を築き、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を目指しております。そのためには、中長期的に企業価値の向上に努めるとともに、各ステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えており、企業倫理に則した公正な事業活動を推進するためにコンプライアンス重視の経営体制を進めるとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性の向上に努めております。

当社は、監査等委員会制度を採用しているため、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しつつ、その補完機関として内部統制委員会や経営会議などを設置しております。

取締役会は6名の取締役(うち2名は監査等委員である社外取締役)で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会は、月次の営業報告に加え、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項について審議を行い、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、取締役の業務執行状況を相互に監督・監視します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
RIZAPグループ株式会社	5,340,000	59.63
株式会社北洋銀行	424,200	4.73
中道リース株式会社	74,000	0.82
日本生命保険相互会社	24,000	0.26
三和サービス株式会社	22,400	0.25
JPMorgan証券株式会社	21,000	0.23
株式会社三井住友銀行	20,000	0.22
アサヒビール株式会社	20,000	0.22
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	20,000	0.22
株式会社サンリッチインターナショナル	20,000	0.22

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

RIZAPグループ株式会社 (上場:札幌) (コード) 2928

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社との取引が発生する場合には、取引の公正性及び合理性を確保し、適切な取引を基本方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

RIZAPグループ株式会社は当社議決権の59.64%(2020年3月31日現在)を保有する親会社であり、経営に対する牽制と強化及びグループ間の経営情報の共有をしており、個別の業務執行につきましては自主独立の精神をもって事業に取り組んでおります。

また、少数株主保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員を選任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
開本 英幸	弁護士											
藤川 芳己	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
開本 英幸	○	○	_____	弁護士の資格を有し、実務経験も豊富であり、経営判断において高度な法律面からのアドバイスをしていただけてと考えております。また同氏は開本法律事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
藤川 芳己	○	○	_____	2013年6月から4年間、株式会社ゲオディノス(現SDエンターテインメント株式会社)の社外監査役を務め、当社の事業内容にも精通しており、また、公認会計士として、これまで培ってきた豊富な経験、見識を有しております。また、同氏は藤川米国公認会計士事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はございません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室の使用人を監査等委員会の職務を補助する使用人とするとしております。 補助使用人の選任、人事異動、人事考課、給与改定、懲戒等については、あらかじめ監査等委員会の事前の同意を要するものとしております。 補助使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部監査室並びに会計監査人と適切な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとしております。 また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置(人員2名)しており、監査等委員会とも連携を図りながら、連結子会社を含めた各営業施設の内部監査を、業務上の過誤による不測の事態の発生の防止と業務活動の正常な運営と経営効率の向上を目的として、実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
ストックオプション制度は導入していましたが、2016年6月30日をもって行使期間が終了しました。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

前連結会計年度において、取締役(監査等委員にある取締役を除く。)に対する報酬は3名に7,680千円、監査等委員である取締役に対する報酬は5名に7,020千円、合計8名に14,700千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬等については、株主総会で承認された取締役(監査等委員を除く)報酬限度額の範囲内で算定しており、取締役会において協議、決定しております。各々の取締役の報酬等の額については、担当する職務、責務、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で承認された監査等委員である取締役報酬限度額の範囲内で算定しており、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員会において協議、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役の職務を補助する専従スタッフを配置していませんが、経営管理部が監査等委員会の事務局を担当し、取締役会用資料の事前準備等、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会制度を採用しているため、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しつつ、その補完機関として内部統制委員会や経営会議などを設置しております。

取締役会は6名の取締役(うち2名は監査等委員である社外取締役)で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。

取締役会は、月次の営業報告に加え、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項について審議を行い、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、取締役の業務執行状況を相互に監督・監視します。なお、当社は、定款において、取締役全員の同意により書面決議により決議できること、また重要な業務執行の意思決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役2名と常勤監査等委員である取締役1名で構成されており、内部監査部門等と連携し、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況について監査します。

当社は会計監査人として瑞輝監査法人与監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュールを内容とする監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期の四半期ごとに、四半期レビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、常勤監査等委員に対して報告しています。

内部統制委員会は、会社法や金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築し、運営する機関であり、代表取締役社長を委員長としてグループ全体のコンプライアンスやリスク管理、情報管理や業務の効率性を統括しております。当社は、内部統制委員会の統制活動を支えるために、社内規程を整備するとともに、取締役や使用人への教育を実施しております。

経営会議は、原則として毎月1回以上開催し、業務執行取締役(必要に応じて監査等委員である取締役を含む)及び関係者が出席し、取締役会から委託された事項(会社法の定める取締役会専決事項を除く)の意思決定のほか、業務執行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会など会社を取り巻くステークホルダー全体の利益に充分に目を配り、バランスの取れた的確で迅速な意思決定と業務執行を行い、企業価値を不断に向上させる企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスを目指して、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前日までに発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社IRホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに「RIZAPグループ株式会社」グループ合同にて開催。	なし
IR資料のホームページ掲載	アナリスト及び個人投資家向会社説明会資料の掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役がIR担当役員を兼務しており、経営管理部を担当部署とし、その部署の担当がIR事務責任者を兼務しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	【女性の活躍の方針・取り組みについて】 当社は、女性の活躍促進に向けて、採用や昇格などあらゆる場面において、性別に関係なくそれぞれの実力や成果に応じた評価を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、コンプライアンス担当取締役が全役職員に法令遵守の方針を周知徹底させるものとしております。また、内部統制推進に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、代表取締役社長の下に内部統制委員会を設置しており、重要な経営事項については、取締役会もしくは経営会議で審議しなければならないものとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためにコンプライアンス担当取締役が全役職員に法令遵守の方針を周知徹底させるものとしております。また、重要な経営事項については、取締役会もしくは経営会議で審議しております。
- 従業員の業務運営の状況、並びに法令遵守の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査室が内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査等委員会に対し報告するものとしております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、以下の文書(電磁的記録含む。以下同じ。)については、これを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとしております。

- 株主総会議事録
- 取締役会議事録
- 監査等委員会議事録
- 稟議書並びに設備申請書
- 契約書
- 会計帳簿並びに決算に関する計算書類
- 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した写し
- その他取締役会の職務の執行にかかる重要書類

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、事業計画の策定、予算・業績管理制度、人事管理制度、会社諸規定等の整備、経営会議等の設置等による意思決定の迅速化を図り、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するものとしております。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社とは適正な連携体制を維持することを基本方針としております。当社は、親会社である「RIZAPグループ株式会社」グループに属しております。当社には、経営に対する牽制の強化及びグループ間の経営情報の共有があり、個別の業務執行については自主独立の精神をもって事業に取り組んでおります。当社では、独自の営業展開を行っており、独自の発想に基づいて、他社・他店との差別化を図っております。

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する事項

子会社は、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にするものとしております。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、適正なグループ運営を推進する為の基本事項を定めた社則を制定し、その遵守を子会社が誓約することにより、子会社の経営上の重要事項の報告を受けるものとしております。

c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスクマネジメントを行い、当社は、子会社のリスクマネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な対応を行うものとしております。

d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・子会社は、適切なコンプライアンス推進体制を整備するものとしております。

・当社は、子会社が参加するコンプライアンスに関する委員会等を定期的開催し、子会社のコンプライアンスの強化を図るものとしております。

・当社の内部監査を担当する部門は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の社長及びコンプライアンス担当取締役に適切に報告するものとしております。

e. その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・親会社であるRIZAPグループ株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独自性を確保し、自律的な内部統制システムを整備するものとしております。

・当社と親会社並びに子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行うものとしております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室の使用人を監査等委員会の職務を補助する使用人としております。

・補助使用人の選任、人事異動、人事考課、給与改定、懲戒等については、あらかじめ監査等委員会の事前の同意を要するものとしております。

・補助使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、取締役(監査等委員を除く)からの指揮命令は受けないものとしております。

b. 取締役(監査等委員を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席することができるものとしております。

・取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告するものとしております。

・取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会から要求があった場合には、監査等委員会に出席して、必要な書類を添えて説明又は意見陳述をするものとしております。

・内部監査室担当は、内部監査の結果を遅滞なく監査等委員会に報告するものとしております。

c. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員を除く)及び使用人等に周知徹底しております。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとしております。

d. その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換する場を設け、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めるものとしております。
- ・監査等委員会は、内部監査室並びに会計監査人と適切な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとしております。
- ・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

)リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制に関する専門の部門はありませんが、経営管理部にて業務に関わるリスクについて適切に管理する体制の整備に取り組んでいます。

・損失の危険に関する規程及びその他の体制

組織横断リスク状況の管理・予防並びに全社的対応は経営管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うものとするを原則としております。経営管理部がリーガルリスク・情報リスク・ブランドリスク・災害リスク等に関する規程を整備し、運用を図るものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否するものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、株主・投資家に対して当社に対する理解を促進し、適正な評価に資するため、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、情報開示を行っております。

重要事項の情報開示に関しては、重要事項の取締役決議後、重要事実の発生に関しては、発生事実を経営管理部にて確認後、決算に関しては、経営管理部より取締役会の承認後、情報開示担当役員の承認を得て、経営管理部が適時開示を行っております。

